

令和 3 年度

松伏町健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

松 伏 町

監 第 15号
令和4年8月 8日

松伏町長 鈴木 勝 様

松伏町監査委員 橋 本 雄 二

松伏町監査委員 田 口 義 博

令和3年度健全化判断比率等審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、監査委員の審査に付した令和3年度健全化判断比率等及びその算定に基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、別紙のとおり意見を付します。

令和3年度 財政健全化審査意見書

1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

3 審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

区 分	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	—	14.28%	20.0%
連結実質赤字比率	—	19.28%	30.0%
実質公債費比率	5.9%	25.0%	35.0%
将 来 負 担 比 率	8.8%	350.0%	

※実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担率が算定されない場合は、「—」を記載しています。

最近5カ年の健全化比率の推移は、次のとおりである。

区 分	R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
実 質 赤 字 比 率	—	—	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—
実質公債費比率	5.9%	6.3%	7.2%	7.7%	8.3%
将 来 負 担 比 率	8.8%	17.3%	21.8%	22.8%	58.0%

各指標の比率は国が示した「早期健全化率」の範囲内であり、その数値は国が示している数値と比較しても健全な状態であると言える。

また、前年度と比較して実質公債比率は0.4ポイントの減少となり、将来負担比率は8.5ポイントの減少となっている。引続き健全な財政運営に努めるよう要望する。

監 第 17号
令和4年8月 8日

松伏町長 鈴木 勝 様

松伏町監査委員 橋 本 雄 二

松伏町監査委員 田 口 義 博

令和3年度資金不足比率等審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の審査に付した令和3年度資金不足比率等及びその算定に基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、別紙のとおり意見を付します。

令和3年度 経営健全化審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

3 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
松伏町農業集落排水事業特別会計	—	20.0%
松伏町下水道事業会計	—	20.0%

※資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載しています。